

藤 沢 市

自治会・町内会加入促進マニュアル

— 地域力を高めるために —



平成28年3月

認定NPO法人湘南ふじさわシニアネット

藤 沢 市 市 民 自 治 推 進 課

はじめに

自治会・町内会は、同じ地域に住む人々がふれあいを深め、話し合い、助け合うために、自主的に運営される住民自治組織であり、地域の諸課題を解決し、暮らしやすい地域社会を築くための重要な役割を担う団体です。

しかし近年、地域コミュニティを取り巻く社会情勢や環境も変化し、住民の価値観の多様化、地域に対する関心の希薄化など、自治会・町内会活動への参加を敬遠される世帯が増えています。

このままでは、自治会・町内会活動を継続するにあたり、支障をきたす地域の増加が懸念されます。

社会意識が変化する一方で、少子高齢化問題として、高齢者の孤独死、子どもへの虐待など暗いニュースが世間の話題にあがるが多くなっています。

このため、これからの地域社会においては、できるだけ住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域福祉による支えあいの仕組みも大切となります。

また、震災や異常気象により、豪雨・土砂崩れ等地域に甚大な被害を及ぼす災害も起こっており、有事の際の助け合いが重要視されています。

このような地域の諸課題を個人で解決することは難しく、今一度、地域づくりの要である自治会・町内会が社会から求められていると考えています。

この『自治会・町内会加入促進マニュアル』は、現在の自治会・町内会が抱える大きな課題の1つである未加入問題に役立つよう、まちづくりパートナーシップ事業提案制度を活用し、自治会・町内会応援事業として認定NPO法人湘南ふじさわシニアネットと藤沢市との協働事業により作成いたしました。

同じ地域に生活する地域社会の一員として、自治会・町内会を理解・協力していただけるよう、未加入世帯へのご説明の際に、この『自治会・町内会加入促進マニュアル』をご活用いただけたら幸いです。

藤沢市 市民自治推進課

目 次

なぜ加入促進なの	2
自治会・町内会の役割	3
加入への呼びかけ	5
加入促進の成功事例	8
加入に関わる質問想定問答	10
【参考資料】	
◆自治会・町内会加入届（例）	14
◆個人情報の保護に関する規程（例）	15
◆訪問時のあいさつ状（見本）	18
◆加入勧誘のチラシ（見本1）	19
◆加入勧誘のチラシ（見本2）	20
◆加入勧誘のチラシ（見本3）	21

なぜ加入促進なの

◆自治会・町内会への加入率低下

藤沢市の自治会・町内会への加入率は昭和55年には96.4%でしたが、直近の平成27年には75.8%まで低下しています。

加入率が減少してきた要因は、次のようなことが考えられます。

- ・ 経済成長等に伴う価値観の多様性（共有する価値観からの遊離）
- ・ 人々の個人主義的な風潮の増大（他人事へ関与しない風潮）
- ・ 生活の個人別化に伴う意識変化（ライフスタイルの変化）
- ・ 核家族化に伴う地域離れ（単一世帯家庭の増加）
- ・ 高齢者のみ世帯の増加（独居高齢者世帯、高齢者夫婦のみ世帯）

また、自治会・町内会は任意団体であり、加入義務はなく、加入を強制することはできません。そのため、あくまでも本人の自発的な加入意思を尊重する以外ありません。

◆地域社会は住民相互で協力し合うもの

地域社会は、その地域で暮らす住民全体によって形成され、より良い地域社会にしていくためには相互で協力し合っていくことが大切です。そのためには、その地域で暮らす人ができるだけ多く参加する必要があります。

地域社会には、個人として解決できない様々な問題が発生します。交通安全・環境保全・防災・防犯・高齢者保護・・・等々地域ぐるみで対応していかなければなりません。

自治会・町内会は、そのまとめ役として、加入促進に努めることが求められます。

◆新たな地域課題の浮上

時代は様々に変遷します。かつては公害や交通問題が大きな地域課題でしたが、近年は高齢者問題・災害対応策などが大きな課題として浮上してきました。孤独死や高齢者生活支援にどのように対応していくか、災害発生時に近隣住民同士でどのように救援しあえるのかなどです。

地域住民の連帯、新たな共助社会の構築など、これまで以上に地域住民の結束が求められています。

自治会・町内会の役割

昔の地域社会は、お互いが寄り添って暮らすという意識が強く、近所づきあいが盛んで、人々は深くつながっていました。しかしながら、経済成長とあいまって人々の暮らし方が多様化し、地域社会の基盤が不確かになってきている中で自治会・町内会の役割が重要になってきます。

◆自治会・町内会はこのような役割を担っています

①自治機能

地域住民のニーズを汲み上げ、暮らしやすい地域社会を実現するために、地域で抱える課題・問題を住民自身によって解決するためのまとめ役になること。

②親睦機能

地域住民同士の親睦・交流を図り相互のつながりを深めるための様々なイベントの実施など。

③安全・安心機能

防災訓練、防災備蓄などの防災対策、災害時に備えた避難行動要支援者の避難支援体制づくり、防犯パトロール、防犯灯管理など、地域の安全・安心を守る活動。

④生活環境保全機能

資源集積所の管理や不法投棄など暮らしの衛生・美化など環境整備を保つ活動。

⑤相互扶助機能

近隣の独居高齢者や高齢者夫婦世帯の見守り・生活支援などの仕組みづくり。広くは赤十字募金、社会福祉協議会への協力など。

⑥情報伝達機能

回覧板の回覧や市広報の配布、身近な情報伝達など。

⑦生涯学習機能

趣味・健康などに関わる様々な学習機会を設ける活動。

⑧伝統・文化伝承機能

地域固有の伝統・文化を保護伝承する活動。

これまでもこれらの機能を様々に担ってきましたが、更なる充実が求められています。

◆防災 自治会・町内会に求められる役割

防災などは個人の力だけでは解決できず、地域総ぐるみで対応しなければなりません。そのためには地域住民全員で結束する必要があります。

・自主防災組織について

自治会・町内会などの組織を基本として、市民が自主的にその地域の防災対策確立のために組織する団体です。災害発生時のための連絡網や防災訓練などを行い、災害時の被害をできるだけ軽減できるよう日頃からさまざまな取り組みを行っています。

■震災時に活躍した自治会・町内会の事例

★阪神・淡路大震災

1995年1月に発生した阪神・淡路大震災の折、地震によって倒壊した建物から救出された人の約8割は、家族や自治会・町内会を中心とする近隣住民によって救われ、消防、警察、自衛隊によって救出された人は、約2割でした。

また、建物倒壊と同時に発生した火災の消火に、消防車の救援を待つ余裕もなく、地元住民が消火用水をバケツリレーで対応し、その活躍で救出された人もいます。

地震翌日の神戸市長田区高取商店街



(写真提供：神戸市役所)

★東日本大震災

2011年に発生した東日本大震災では、自治体職員などのほか、自治会・町内会の人や自主防災会の人たちが、避難誘導をしたり、避難所生活では、自治会・町内会、自主防災会のリーダーたちが、自ら被災したにもかかわらず情報収集にあたり、避難者名簿の作成や必要物資の聞き取り調査を行い、災害対策本部に情報提供をしたこと、高齢者の安否確認を行ったことなどが賞賛されています。また、被害の少なかった周辺の自治会・町内会や地域団体などからの炊き出しは、救援物資が到着するまでの間の救助活動として有効でした。

津波で被災した仙台市宮城野区中野（2011年3月）



(写真提供：仙台市役所)

加入への呼びかけ

◆未加入世帯の把握

- 未加入世帯の居住場所、居住形態（戸建て・アパート・マンション）、世帯形態（高齢者世帯、子育て世帯など）を事前によく把握して呼びかけを行いましょ。う。
- 「以前から未加入の世帯」に対する呼びかけは、呼びかけを工夫しながら粘り強く説明を行いましょ。う。

◆新たな住宅地やマンション等への対応

- 新しくできた住宅地
宅地分譲など新しくできた住宅地の住民の皆さんと話し合い、自治会・町内会活動を理解していただいたうえで加入への呼びかけを行いましょ。う。
- マンション等
アパート等賃貸住宅：オーナーや管理会社へ、住民になる方の自治会加入の必要性を説明し協力を依頼しましょ。う。
分譲マンション：建設中から開発業者・不動産業者に住民になる方への説明など加入協力を依頼しましょ。う。

◆訪問時の説明資料の整備

- あいさつ状（自治会・町内会名、会長名など）、加入方法、自治会・町内会費、活動紹介のチラシ・パンフレット、総会資料などを必要に応じて準備しましょ。う。

◆訪問の仕方

☆訪問時期

- 転居世帯への訪問は居住開始後、早めに行いましょ。う。
- 以前から未加入の世帯には、年度切り替えやイベント実施に合わせて訪問しやすくなります。

☆訪問時間

- 食事時間や夜間はなるべく避け、相手が対応しやすい時間帯を選びましょ。う。

☆訪問者

- 会長・役員・班長（組長）など自治会・町内会の体制や実情に応じて決めましょ。う。
- 2名程度で訪問し、1人で課題を抱えこまないようにしましょ。う。

◆加入メリットを未加入世帯へ説明

訪問時、自治会・町内会に加入することのメリットをわかりやすく説明しましょう。

- **つながりが増える** 災害や火災発生など、いざという時に近所とのつながりはとても大切であること。
- **様々な情報の入手** 市の広報配布や回覧板による情報連絡、その他お知らせや日々の暮らしに必要な情報が入手できること。
- **安心した暮らし** 防災・防犯や地域の中の共通した問題を解決する取り組みによって安心した暮らしが送れること。
- **より良い地域環境での暮らし** 地域の清掃活動や環境美化、資源集積所の共同利用などによって、より良い地域環境の中で生活できること。

◆役員の共通認識の必要性

外に呼びかけるには、まず内部の意思統一を図っていかなければなりません。自治会・町内会の役割について、役員全員が共通認識を持つことは非常に重要です。

◆自治会・町内会活動の見える化

未加入の世帯にも、自治会・町内会活動の内容を知らせることは自治会・町内会活動を理解してもらう上で、大変重要です。そのために、イベントの案内や、写真等を多用したわかりやすい会報などを積極的に配布して、自治会・町内会活動が見える形で知らせるようにしましょう。

◆高齢者世帯の加入も大切

高齢者のひとり暮らしや高齢者夫婦世帯は体力面等の問題により自治会・町内会活動への参加が難しく、自治会・町内会へ加入できないと言われる場合も少なくありません。このような人たちにも自治会・町内会でフォローし、加入してもらうことが大切です。

- **自治会・町内会加入で近隣とのつながりを**

市の広報や会報の配布、回覧板の回覧などで安否確認につなげることが出来ます。また、老人クラブへの加入を勧めるなど閉じこもりにならないようにすることが大切です。

- **避難行動要支援者の把握など生活状況の把握**

高齢者を見守ることも地域の役割です。会員を継続してもらうことで近隣とのつながりが断ち切られないようにしていきましょう。

◆アパート・マンション居住者へのアプローチ

アパートやマンションの居住者には自治会・町内会への関心が低い人もいます。同じ地域に生活される方々になりますので、加入への呼びかけが必要です。

■自治会・町内会の役割を理解してもらう

- ◆防犯パトロールなど、防犯活動を担っていること
- ◆災害発生時の安否確認、救援活動を担っていること
- ◆市の広報など身近な情報の周知活動を担っていること
- ◆衛生、美化など環境整備活動を担っていること
- ◆学童登下校時の見守り活動を担っていること
- ◆近隣での親睦融和活動を担っていること
- ◆防犯灯の管理を担っていること

以上のような、自治会・町内会が果たしている公共的な活動を理解してもらい、地域住民としての協力・参加を丁寧に説明します。

■管理人やオーナー、管理組合への協力依頼

協力の方法には、家賃や管理費に自治会・町内会費を含めて、アパートごと、マンションごと入会の形を取っている例もあります。

■不動産業者への協力依頼

大型マンションの場合など、販売を手掛けている不動産業者に発売以前から協力を依頼するなどの方法もあります。

■アパート・マンション居住者向けの資料を作成

比較的若い世帯が入居するアパートやマンションには、それに相応しい資料を作成することも大切です。自らが居住する地域社会で、自治会・町内会が重要な役割を担う存在であることを理解してもらえば、加入につながっていきます。

■加入後のアフターフォローも大切に

アパートごと、マンションごとに入会してもらった場合などでも、自治会・町内会の活動やイベントを知らせる会報や回覧（アパートやマンションは回覧が回りにくいので、各戸配布がオススメです）などをこまめに行うことも大切です。常に会員であることを自覚してもらい、イベントなどには積極的に参加の呼びかけをします。会費を負担してもらっているのですから、年度の会計報告なども確実に伝達することが大切です。

加入促進の成功事例

加入への呼びかけは、単に呼びかけるだけではなかなか難しいのが実情です。未加入者も関心を抱くような実質的な活動を展開し、その活動への参加を求めながら並行して入会を促す方法が成功率を高めます。

◆マンション住民へ防災意識を利用した事例

☆災害時の助け合いなどを説明し説得

マンションに居住している人たちは、地震によってドアが開かなくなったり、下の階での出火により逃げ場を失ってしまう危険性があります。このような事態に遭遇した場合、外部からの応援がなくては助かることができません。

そのためには、日頃から自治会・町内会と親しくしておき、いざという時に救援してもらえるような関係をつくっておくことが大切です。

マンション居住者に、このような呼びかけをし、防災訓練に参加して、関係を深めることにより自治会・町内会未加入のマンション住民が多数入会してくれたという事例があります。

☆安否確認活動での事例

自治会・町内会によっては、地震発生時の安否確認訓練を実施しているところがあります。訓練当日、無事であることを示すために、家のドアにタオルなど所定の目印になるものを取り付けます。これを自治会・町内会の防災組織などのメンバーが確認してまわり、会員で目印を出していないお宅には声を掛けて安否確認を行います。

この訓練の様子を見て、それまで自治会・町内会に無関心だった人が、入会したいと申し出てもらえるようになった例があります。

このように実質的な活動を、見える形で実施することは、自治会・町内会の役割を理解してもらい、参加への必要性を再認識することにつながります。

◆地域住民がふれあえる定期イベントを開催し、加入者を増やした成功事例

☆目的意識をもった定期イベントの実施事例

ある町内会では、顔の見える関係作りを推進するため、模擬店を中心とした地域の定期イベントを実施しています。

大掛かりなイベントのため、携わる人たちを限定せず、町内会とは別の実行委員会を立ち上げ、地域の住民が誰でも参加できる仕組みを作りました。

その結果、定期イベントを続ける中で、それまで非会員であった多くの地域住民との関係が深まり、多くの人が入会してくれるようになりました。

また、この町内会では、お祭りの運営をオープンにするとともに、日頃の町内会活動についても、活動内容を会報として回覧しています。

このように開かれた運営をしていくことで、地域住民の一人ひとりに、この地域を背負っていくのは私たち自身だという意識を芽生えさせ、誰もが自発的に町内会へ参加するような仕組みとなっています。

加入に関わる質問想定問答

未加入世帯への訪問時、相手より質問をされることもあります。簡潔にわかりやすく回答し、もし答えられない質問であれば、後日、役員等で話し合っただけで回答するなど、誠意を持って対応することにより信用が得られます。今回、加入に関わる想定質問をいくつかご用意させていただきました。自治会・町内会によって事情が異なる場合もありますが、一例として参考にしてください。

Q 自治会・町内会って加入しないといけないの？

回答例：自治会・町内会への加入は強制ではありません。しかし、防災や防犯、地域環境整備など、地域生活に密着した課題を個人で解決することは難しく、自治会・町内会の役割が必要となってきます。また加入することにより、地域とのつながり、市広報紙による行政情報や、各種地域イベント等チラシの配布、回覧などで様々な情報を入手できるので、ぜひ地域の一員として加入してください。

Q 自治会・町内会とは何ですか？

回答例：同じ地域に住む人々がふれあいを深め、話し合いや助け合いで地域の諸課題を解決し、暮らしやすい地域社会を築くため、自主的に運営されている任意団体です。

Q 自治会・町内会は市の組織なの？

回答例：藤沢市とは相互協力関係にあるので、藤沢市の事業に協力して取り組むことはありますが、自治会・町内会は、地域住民が自主的に設立・運営している地縁団体ですので、市の組織ではありません。

Q 地域のことは市が行うべきでは？

回答例：市など行政はインフラ整備等を行っていますが、市民生活の細かなニーズ全てに対応する事は困難です。地域のことを行政にだけ任せるのではなく、行政と自治会・町内会で役割を分担し、課題に対し住民自らが行動することで、地域の実態に沿った解決方法を実行することができると思っています。

Q 自治会・町内会費っていくらですか？また、どうやって使われているの？

回答例：自治会・町内会費は（月〇〇〇円）で、支払い方法は（年払い／月払い）となります。集められた自治会・町内会費については、予算・決算を作成し自治会・町内会総会で皆さまの承認を得た上で、お祭りや地域清掃、地域団体分担金、防犯灯の設置など地域活動のために計画的に活用されます。

Q 自治会・町内会は会費だけで運営しているの？

回答例：自治会・町内会費以外にも、藤沢市から地域活動を支えるため、広報等配布交付金、市民組織交付金、資源協力金などの補助金が助成されています。また、お祭り等イベントの売り上げや寄付金、自治会・町内会館の貸出による収入などで運営されています。

Q 家族構成など、個人情報が増えることが心配。どういう管理をしているの？

回答例：自治会・町内会員の皆さまから、連絡網や災害時の避難行動要支援者などのため世帯構成・住所・連絡先など情報を提供していただいておりますが、取り扱いについては、「自治会・町内会個人情報の取扱い規程」（14ページ参照）を定め、自治会・町内会長や役員によって適正に管理しています。

Q 忙しくて活動に参加できない。加入後、役員にならないといけませんか？

回答例：役員は（一年ごとの持ち回りなど、自治会・町内会の事情を説明）で行っていますが、各家庭のご事情は考慮しています。地域の一員として、つながりを持っていただけますようお願いします。

Q 住民票を動かさない仮住まいですが、加入したほうがいいですか？

回答例：自治会・町内会の加入に住民票の有無は問いません。地域に住む住民として、自治会・町内会への加入をお願いいたします。

参 考 資 料

※ 自治会・町内会加入勧誘の際に使用できるチラシ等の例を作成いたしました。
お使いになる場面に合わせて自治会・町内会のお考えで自由に変更し、ご利用ください。

- ◆ 自治会・町内会入会届（例）
- ◆ 個人情報の保護に関する規程（例）
- ◆ 訪問時のあいさつ状（見本）
- ◆ 加入勧誘のチラシ（見本1）
- ◆ 加入勧誘のチラシ（見本2）
- ◆ 加入勧誘のチラシ（見本3）

《 自治会・町内会入会届（例） 》

自治会（町内会）入会届	
〇〇〇自治会（町内会）長 様	
私は〇〇〇自治会（町内会）への入会を届出します。	
平成〇〇年〇〇月〇〇日	
氏 名	㊟
住 所	
電 話	

この他にも下記のように家族の基本情報等を併せて記入してもらう方法もあります。

このような場合、「個人情報の保護に関する規程」に基づき利用目的を明確にするとともに個人情報取扱いの管理・保管を適切に行うことが必要です。

〇〇〇自治会（町内会）世帯（家族）カード					秘
このカードは、会費の納付管理や会員名簿・世帯地図の作成、入学祝・敬老祝等の対象者把握、災害時における避難行動要支援者への支援活動に活用します。この目的以外には一切使用せず個人情報の保護に関する規程に基づき厳正に管理・保管します。					
【世帯主】					
氏 名（ふりがな）	住 所	生年月日	性別	支援の要否	
		明・大・昭・平 年 月 日	男	必要	
	電話		女	不要	
【同居家族】					
氏 名（ふりがな）	住 所	生年月日	性別	支援の要否	
		明・大・昭・平 年 月 日	男・女	必要・不要	
		明・大・昭・平 年 月 日	男・女	必要・不要	
		明・大・昭・平 年 月 日	男・女	必要・不要	
		明・大・昭・平 年 月 日	男・女	必要・不要	
【要支援の状況】					
<input type="checkbox"/> ほぼ寝たきり（氏名 ） • <input type="checkbox"/> 車椅子を使用（氏名 ）					
<input type="checkbox"/> 歩行に要介助（氏名 ） • <input type="checkbox"/> 避難時要介助（氏名 ）					
【緊急連絡先】					
氏名：	住所：	電話：	続柄：		

《 個人情報の保護に関する規程（例） 》

※この規程（例）は、個人情報の保護に関する法律の条文を参考に作成していますので、各自治会・町内会の実情に合わせてながら適正に作成してください。

〇〇〇自治会（町内会）個人情報の保護に関する規程

（趣旨）

第1条 この規定は〇〇〇自治会（町内会）が保有する個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この規程は個人情報の適正な取扱いに関し、〇〇〇自治会（町内会）が遵守すべき義務を定めることにより、当該〇〇〇自治会（町内会）の区域内に居住する会員（以下「会員」という）の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第3条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できることとなるものを含む）をいう。

2 この規程において「個人情報」とは、〇〇〇自治会（町内会）が保有する会員に係る個人情報をいう。

3 この規程において「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（利用目的の特定）

第4条 〇〇〇自治会（町内会）が、個人情報を取扱うにあたっては、その利用の目的（以下「利用目的」という）を出来る限り特定しなければならない。

2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的による制限）

第5条 〇〇〇自治会（町内会）は、あらかじめ本人の同意を得ないで前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。

（適正な取得）

第6条 〇〇〇自治会（町内会）は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（取得に際しての利用目的の通知等）

第7条 〇〇〇自治会（町内会）は、会員からの届出を受理することに伴い、〇〇〇自治会（町内会）加入届に記載された当該個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(適正な管理)

第8条 ○○○自治会(町内会)は、個人情報保護を図るため個人情報管理責任者を定め、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 正確かつ最新のものとする。
- (2) 漏えい、滅失又は棄損その他の事故を防止すること。
- (3) 管理する必要がなくなった時は、速やかに廃棄又は消去すること。

(第三者提供の制限)

第9条 ○○○自治会(町内会)は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで保有個人情報を第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合。
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。

2 ○○○自治会(町内会)の会員及び会員であった者は○○○自治会(町内会)が作成する会員名簿に記載された個人情報を利用する場合は、○○○自治会(町内会)が定める利用目的の範囲内とし、会員以外の第三者に提供してはならない。

(利用目的の公表)

第10条 ○○○自治会(町内会)は、保有する個人情報の利用目的及び次条の規定による開示等の請求に応じる手続きの方法を、○○○自治会(町内会)が発行する会報に掲載するなどの手段により、会員の知り得る状態におかななければならない。

(開示等)

第11条 ○○○自治会(町内会)は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報の開示を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人情報を開示しなければならない。なお、開示の求めができるものはこの自治会(町内会)の会員とし、本人が開示を求めることができない、やむを得ない理由があると認めるときは、代理人によってすることができるものとし、次項以下についても同様とする。

2 ○○○自治会(町内会)は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報の内容が事実でないという理由によって当該個人情報の内容の訂正を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人情報の内容の訂正等を行わなければならない。

なお、保有個人情報の内容全部若しくは一部について訂正を行ったとき又は訂正を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

3 ○○○自治会(町内会)は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報が第6条の規定に反し

て取扱われているという理由又は第7条の規定に反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人情報の利用の停止又は消去を求められた場合であってその求めに理由があると判明したときは、必要な範囲で、遅滞無く当該個人情報の利用停止等を行わなければならない。

（理由の説明）

第12条 ○○○自治会（町内会）は、前条の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

（苦情処理）

第13条 ○○○自治会（町内会）は、保有する個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

附 則

この規程は、平成○○年○○月○○日から施行する。

※会員名簿に記載される個人情報は当該本人の情報であり、当該本人の意思を無視して一方的に名簿に登載した場合は、当該本人の権利利益を侵害する可能性もあり、名簿を作成する場合は、本人の意思を確認し、本人から電話番号の名簿への登載をしないでほしい等の申し出があった場合は、その意思を尊重する必要があると思われます。

《 訪問時のあいさつ状（見本） 》

平成〇〇年〇〇月〇〇日

新しく住民になられた皆さまへ

〇〇〇自治会（町内会）

会長 ○ ○ ○ ○

ごあいさつ

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度は〇〇〇自治会（町内会）へ転入されましたことを会員一同心より歓迎いたします。

私ども〇〇〇自治会（町内会）では、住民一人ひとりが主役であるとの理念に基づいて、親睦を図るとともに住み良い地域づくりに取り組んでいます。

住民皆で協議し、協力しながら地域づくりを実現させています。

私たち〇〇〇自治会（町内会）の規約をお届けいたしますので、ご一読頂き、自治会の加入につきまして、ご理解ご協力いただけますようお願いいたします。

記

☆あなたの所属する班は〇〇班で

班長さんは現在〇〇番地〇〇号の〇〇さん（TEL〇〇-〇〇〇）です。

☆自治会費 月額 〇〇円（支払いは月割り／〇月に年払いとなります）

ご不明な点やお困りのことがありましたら、班長さんを通じて遠慮なく役員までお申し出下さい。

以上

新しく藤沢市にお住みになる皆さまへ
安心して暮らせるまちをつくるために
自治会・町内会に入りましょう

自治会・町内会の主役は住民一人ひとりです。
自治会・町内会は自分たちで住み良い地域づくりに取り組んでいます。
ぜひ参加し、地域の課題と一緒に取り組みましょう。
ご協力をお願いいたします。

《○○○自治会（町内会）の主な活動》

- 相互の親睦を図る各種イベント
- 地域の安全を守る防犯パトロール
- 防災訓練の実施や防災情報の連絡
- 災害時の対応や防災倉庫の管理
- 高齢者や児童の見守り
- 総会等の会議や意見交換会などの開催
- 近隣自治会等との連携 など

《○○○自治会（町内会）連絡先》

住 所
氏 名
電話番号

豊かで居心地の良い『地域』をつくるために、ぜひ多くの皆さまの
加入・参加をお願いしています。 藤沢市

自治会・町内会 加入のご案内



自治会・町内会は、同じ地域に住む人たちが自主的に組織している団体です。同じ地域に住む人たちの親睦や、安全・安心な暮らしのために協力・交流し、住み良いまちづくりに取り組んでいます。

お問い合わせ先：

〇〇〇〇自治(町内)会

会長：〇〇〇 〇〇〇

電話：〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

自治（町内）会に加入しませんか！



入会は区域内に住所を有する方であれば、どなたでも加入できます。
地域の役員の方にご相談いただき、ご加入と活動へのご参加をお願いいたします。
町内会費について

1か月〇〇〇円です。集金方法についてはご加入時にご説明いたします。

お問い合わせ先：

〇〇〇〇自治（町内）会長： 〇〇〇 〇〇〇

電話： 〇〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

eメール：〇〇〇〇〇〇@〇〇〇〇〇〇



自治会・町内会加入促進マニュアル

平成28年3月

認定NPO法人湘南いじさわシニアネット

藤沢市 市民自治推進課

〒251-8601 藤沢市朝日町1-1

☎ 0466-25-1111 / FAX 0466-24-5928
